

意見案第 1 号

令和 5 年 9 月 14 日

高根沢町議会議長 神林秀治 様

提出者 まちづくり常任委員会
委員長 齋藤 武 男

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを
求める意見書について

上記の意見書を別紙のとおり高根沢町議会会議規則第 13 条第 3 項の
規定により提出します。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書

2023年10月より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されることになりました。

これまで、基準期間の課税売上高が、1000万円以下であれば消費税の納税は免除されていましたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生します。また、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要なことから、消費税の免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

現在の物価高、円安などの社会情勢においては、中小零細事業者にとって消費税を価格に転嫁することが困難な状況にあり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかける恐れがあります。

加えて、現状では、国民の制度理解が不十分であるため、このまま実施されれば、多くのトラブルが発生することが予想されます。

よって、国におかれては、地方の中小零細事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、インボイス制度導入の延期・見直しをするよう求めるものがあります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年9月14日

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様

高根沢町議会議長 神林秀治